（提出日）　　　年　　　月　　　日

事業譲渡に係る食品営業施設状況報告書（許可用）

【事業を譲渡した者】

* 施設の名称、屋号又は商号：
* 地位承継届出者名（法人の場合は法人名）：
* 担当者名：　　　　　 　　　　　　　　○担当者連絡先：

|  |  |
| --- | --- |
| 事業を譲渡した日 | 　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 食品衛生責任者 | （ふりがな）氏名 |  |
|  |
| 資格の種類 | 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥　　(○を付ける) |
| 受講した講習会 | 講習会名称 | □（　　　　）地域食品衛生責任者講習会 |
| □e-ラーニング |
| 受講（登録）年月日　　　　　　　　 | 年　　　月　　　日 |
| ＨＡＣＣＰの取組 | □HACCPに基づく衛生管理 | □HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 |
| 衛生管理計画の作成 | □有　　　　□無 |
| 手順書の作成 | □有　　　　□無 |
| 従業員への衛生管理計画の周知 | □有　　　　□無 |
| 事業譲渡前後における従業員の入れ替わり | 全従業員に占める事業譲渡前の従業員の比率（　　　　　％） |
| 主として取扱う食品、添加物、器具又は容器包装 |  |
| 施設・設備等 | 事業譲渡後の増設や施設設備の変更 | □有　⇒施設の図面を添付してください**※**□無 |
| ふぐ、生食用食肉、又は規格基準が定められる食品を取り扱う場合 | □ふぐの処理　　⇒裏面（ア）に記入 |
| □生食用食肉（牛肉）の加工又は調理　⇒裏面（イ）に記入 |
| □食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物　⇒裏面（ウ）に記入□①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）　□②加糖粉乳□③調製粉乳　□④食肉製品　□⑤魚肉ハム　□⑥魚肉ソーセージ□⑦放射線照射食品　□⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）□⑨マーガリン　□⑩ショートニング□⑪添加物（法第13条第１項の規定により規格が定められたもの）  |

**※**同一営業許可の範疇に留まらない場合「新規許可」となります

（添付書類）食品衛生責任者の資格等を証する書類の写し

**＜食品衛生責任者の資格＞**

**食管**：食品衛生管理者　　**食監**：食品衛生監視員　　**調**：調理師　　**製**：製菓衛生師　　**栄**：栄養士　　**船舶**：船舶料理士

**と畜**：と畜場法に規定する衛生管理責任者　　**食鳥**：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者

|  |  |
| --- | --- |
| **（ア）ふぐの処理** | 必要な手続き |
| * **旧法の許可**（許可年月日が令和３年５月３１日以前）の事業譲渡
 | □事業譲渡前からふぐの処理を行っている（県条例に基づく「ふぐ処理所」の登録施設である） | 旧熊本県ふぐ取扱い条例に基づくふぐ処理所登録証書換え申請 |
| □事業譲渡後、新たにふぐの処理を始める | 新法に基づきふぐの処理が可能な業種の営業許可の取得（廃業・新規） |
| * **新法の許可**（許可年月日が令和３年６月１日以降）の事業譲渡
 | □事業譲渡前からふぐの処理を行っている(この場合、ふぐの処理を行う施設として保健所が確認した施設であること) | 特になし※ふぐ処理師の変更があれば変更届が必要 |
| □事業譲渡後、新たにふぐの処理を始める | ふぐを処理する施設の要件を満たした上で『変更届』を提出 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（イ）生食用食肉（牛肉）の加工又は調理** | 必要な手続き |
| * **旧法の許可**（許可年月日が令和３年５月３１日以前）の事業譲渡
 | □事業譲渡前から生食用食肉の加工又は調理の処理を行っている | 特になし |
| □事業譲渡後、新たに生食用食肉の加工又は調理を始める | 新法に基づき生食用食肉の加工又は調理が可能な業種の営業許可の取得（廃業・新規） |
| * **新法の許可**（許可年月日が令和３年６月１日以降）の事業譲渡
 | □事業譲渡前から生食用食肉の加工又は調理を行っている(この場合、生食用食肉の加工又は調理を行う施設として保健所が確認した施設であること) | 特になし |
| □事業譲渡後、新たに生食用食肉の加工又は調理を始める | 生食用食肉の加工又は調理する施設の要件を満たした上で『変更届』を提出 |
| 認定生食用食肉取扱者※ | （ふりがな）氏名 |  |
|  |
| 認定生食用食肉取扱者講習会 | 受講年月日：　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 修了番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　番 |

※調理基準のみが適用される施設の食品衛生責任者については、認定生食用食肉取扱者と同等とみなされるため、記入不要です。

|  |
| --- |
| **（ウ）食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物** |
| 食品衛生管理者 | （ふりがな）氏名 |  |
|  |
| 資格の種類 |  |
| 受講した講習会 | 講習会名称 |  |
| 受講年月日 | 年　　　　月　　　　日 |

※食品衛生管理者の変更があった場合、「変更届」及び「食品衛生管理者変更届」を提出する必要があります。